

射水市企業版ふるさと納税を活用した大学等設置促進助成金制度の創設について

令和5年9月25日

1 目的

市内において大学等を設置する法人等に対して、企業版ふるさと納税を活用した助成金を交付することにより、市内への大学等の設置を促進し、学生等の地方定着、新たな学びの地域拠点の創出及び大学等との共創による地域課題の解決を図り、人口減少の克服及び地域活性化による地方創生を推進するもの。

【第3次総合計画】

第1部 第5章 第1「高等教育機関等の新たな学びの場の創出」

2 事業概要

市内で大学等を新設する事業又は大学等の新設に関連する事業であって、学校教育法による認可を受け（認可予定も含む）、本市の企業版ふるさと納税の対象となる事業を行う者に対し、助成金を交付する。

【助成対象者】

市内で大学等の新設（学部学科等の新設含む）等の事業を行う大学法人等で、教育、文化、地域振興、国際交流、地方創生等の様々な分野で市の施策と連携を図る者

【助成金の額】

交付対象事業に対して市が企業版ふるさと納税により受領した寄附金の額を上限とする。

大学等：学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校

3 交付スキーム・予算措置

歳入：18-1-8総務費寄附金

歳出：2-1-7-1企画推進費



4 企業版ふるさと納税による寄附金の流れ

①地域再生計画作成
（内閣府の認定）

③企業版ふるさと納税
による寄附
【例】1,000万円

企業



④寄附受領証の交付

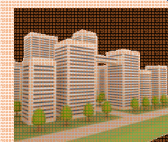
⑥助成金交付
【例】1,000万円

⑤助成金申請

大学

②寄附金の募集

⑦税額控除
（最大9割）
【例】
最大900万円



国
（法人税）

企業が所在する自治体
（法人住民税・法人事業税）

